【重要】書面交付原則からデジタル交付原則への移行に関するお知らせ

お客様各位

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、金融商品取引法等の改正により、お客様に交付する各種書面に関する交付方法について、原則の考え方の変更が行われましたので、お知らせいたします(以下、「本お知らせ」といいます。)。

具体的には、以下の通りです。

- 従来、金融商品取引法をはじめとする法令諸規則(以下、「法令等諸規則」といいます。)に基づきお客様に交付する各種書面は、法令等諸規則上、紙媒体による提供(以下、「書面原則」といいます。)が原則とされておりました(但し、お客様から同意等が得られた場合には電磁的方法による情報の提供が認められております。)。
- この度、2025年4月1日より施行される金融商品取引法等の改正(以下、「今般の法令等の改正」といいます。)により、各種書面の提供方法は書面原則ではなく、デジタル提供することを原則とし、書面提供は顧客からの要請があった場合のみ行うこととする、いわゆる、「デジタル原則」を選択することが可能とされ、デジタル原則を行う証券会社は当該旨をお客様にお知らせすることとされました。
- 当社は今般の法令等の改正以前より、口座開設時の<u>書面等の電磁的方法による交付等に係る取扱約款</u>に基づいて、各書面の交付はデジタル交付によって行っておりますが、本お知らせは、今般の法令等の改正を踏まえ、改めてお客様にお知らせするものとなります。
- 下記 1. 及び 2. の内容はいずれも従前より変更はございません。また、今後もデジタル 交付を希望されるお客様における必要なお手続きはございません。

1. デジタル交付の方法及び内容

デジタル原則に基づき、当社がお客様に情報を提供する方法は以下のいずれかとなります(上述の通り、従前と同じです。)。

- 1. 電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社のウェブサイト 上の公式ページ(一般に公開しているページをいいます。以下同じです。)及びお客様 ページ(ユーザーID、パスワード入力後に掲載されるお客様の特定のページをいいま す。以下同じです。) にそれらの事項を記録し、お客様による閲覧を可能とする方法
- 2. お客様の使用に係る電子計算機と当社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法をもって書面の交付に代える交付方法

これにより、お客様は、電子メール、公式ページ及びお客様ページにて、対象書面の記載事項 を閲覧または必要に応じて同意いただくことができます。 なお、デジタル交付された書面を閲覧いただくためには、PDFファイルを閲覧できる環境(対応するソフトウェアがインストールされたパソコンやスマートフォン等)が必要です。 また、書面での保管が必要な場合は、お客様ご自身で印刷していただくことになります。

2. デジタル交付の対象となる書面

デジタル原則に基づき提供する対象書面は、金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣 府令、自主規制法人関係諸規則その他関係法令・諸規則により電磁的方法による交付等が認め られている書面、並びにその他当社とお客様の権利・義務に関する書類のうち、以下の書面で す(上述の通り、従前と同じです。)。

- 1. 契約締結前交付書面 金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面
- 2. 取引報告書(契約締結時交付書面) 金融商品取引法第37条の4の規定に基づきお客様に交付する書面
- 3. 取引残高報告書
- 4. 特定投資家制度に関する承諾書 金融商品取引法 34 条の2第3項、法 34 条の3第2項、法 34 条の3第 11 項、法 34 条の4第2項、法 34 条の4第6項に基づきお客様に交付する書面
- 5. 店頭有価証券のリスク説明書
- 6. 金融商品取引法第 40 条の5に基づく告知事項
- 7. 約款
- 8. 当社における取引その他の取扱いに関する取決め
- 9. その他当社が電子交付により提供することを定めたもの

3. デジタル原則開始時期

デジタル原則に基づいた情報提供は、2025年4月1日より開始いたします。

4. 書面による情報提供のお申出について

デジタル原則への移行後も、お客様からのお申出に応じて、上記対象書面の一部または全部について、書面による交付を受けることができます。

書面による情報提供をご希望されるお客様は、当社ウェブサイトの<u>投資家様用お問合せフォー</u>ムよりお申出ください。

書面交付のお申込み受付は、2025年3月25日より開始いたします。

制度移行当初から書面交付をご希望されるお客様は、お早めにお申出いただきますようお願いいたします。お客様からのお申出がない限り、対象書面はデジタル交付となります。

なお、お客様から書面交付のお申出をいただいた後、実際にデジタル交付から書面交付へ切り替わるまで、一定の期間(以下、「変更手続期間」といいます。)を要する場合がございます。変更手続期間は最大 1 ヶ月とさせていただきます。

変更手続期間中に情報提供が必要となる場合、情報提供が遅れることにより、契約締結等にお時間をいただく場合や、契約締結が出来ない可能性がございます。あらかじめご了承ください。

5. お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

- 投資家様用お問合せフォーム
- Siiibo 証券お客様相談窓口
 - ▶ 電話番号: 03-6280-5272
 - 受付時間:月曜日~金曜日 10 時 00 分~15 時 00 分 (祝日 (振替休日を含む) 年末年始 (12 月 31 日~1月3日)を除く)

今後とも、お客様へのより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解ご協力の ほどお願い申し上げます。

敬具

Siiibo 証券株式会社 2025 年 3 月 25 日

【重要事項】

本告知は、現時点での予定に基づいて作成しており、今後、内容が変更となる場合がございます。変更が生じた場合は、改めてお知らせいたします。

本法改正の概要は、日本証券業協会の提供するリーフレットもご参照ください。